

保険募集指針

東群馬信用組合

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適切な保険募集に努めてまいります。

○当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。

○当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。

1. 保険契約に係るリスクについて

(1) 保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。

また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

(2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。

(3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください）。

2. 一部保険商品における法令上の販売制限について

(1) 当組合が取扱うことのできる保険商品のうち、一部の保険商品につきましては、ご加入いただけるお客さまの範囲や保険金その他の給付金の額等に制限が課せられます。

(2) 当組合に事業性融資の申込みをされている期間中は、お客さまおよび密接関係者の方（お客さまが法人の場合はその代表者、お客さまが法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人）には、制限の課せられている保険商品をお取り扱いすることができません（当組合の組合員の方は除きます）。

(3) 保険契約者・被保険者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品を原則としてお取り扱いすることができません（当組合の組合員の方は除きます）。

- ①当組合から事業性資金の融資（手形割引を含みます）を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
②従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方

○当組合は、法令上の特例措置に基づき、上記①または②に該当する当組合の組合員の方、従業員が21名以上の融資先法人等に勤務されている方・役員の方を保険契約者とする保険募集を行う場合、個人年金保険を除く生命保険商品については、保険契約者1名様あたりの通算の保険金その他の給付金の額は1,000万円を超えないか、第三分野商品の場合、入院は1日5千円、手術は20万円、を限度としてお取り扱いさせていただきます。

○当組合は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。

○当組合は、保険募集時のご説明内容等を記録し、保険期間中にわたって適切に管理いたします。また、ご契約締結後におけるお客様との面談記録等についても適切に管理し、お客様のご要望にお応えできるよう努めて参ります。

○当組合は、ご契約の前後にかかわらず、お客様からの契約内容のご照会、保険募集に関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。

なお、ご相談内容につきましては、当該保険契約の引受保険会社に連絡のうえ対応させていただく場合がございます。

また、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法につきましては、引受保険会社のコールセンター等をご案内させていただく場合がございます。

【お問い合わせ窓口】

保険契約に関する苦情・ご相談その他ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

東群馬信用組合 本部業務部

電話番号：フリーダイヤル 0120-74-8876

受付時間：当組合営業日のAM9:00～PM5:00

以上

保険販売業務・取扱商品一覧

当組合では、次の保険商品を取扱っております

保険種類	保険商品名	引受保険会社
生命保険商品		
医療保険	New しんくみ Self Guard (医療保険)	アクサ生命保険株式会社
	しんくみ新安心基準 (医療保険)	アクサ生命保険株式会社
損害保険商品		
住宅ローン関連の 長期火災保険	住宅安心総合保険 (ホームぴたっとE)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

平成24年4月1日現在